

この政令は、平成十四年五月九日から施行する。

附 則（平成一五年五月二八日政令第二三五号）

この政令は、平成十五年六月四日から施行する。

附 則（平成一六年九月一〇日政令第二六八号）

この政令は、平成十六年九月二十一日から施行する。

附 則（平成一六年十一月一九日政令第三五八号）

この政令は、平成十六年十一月二十七日から施行する。

附 則（平成一八年三月二七日政令第六七号）

この政令は、平成十八年三月二十九日から施行する。

附 則（平成一九年二月二一日政令第二五号）

この政令は、平成十九年三月一日から施行する。ただし、別表二十三号の項、百一号の項、百八号の項、百二十六号の項及び百五十六号の項の改正規定は同年二月二十六日から、同表百六十三号の項の改正規定は同年三月十二日から、同表二百七十一号の項の次に一項を加える改正規定は同年八月十八日から施行する。

附 則（平成一九年一二月七日政令第三五五号）

この政令は、平成十九年十二月十四日から施行する。ただし、別表三百三十号の項の改正規定は同月十七日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二一日政令第五七号）

この政令は、平成二十年三月三十日から施行する。

附 則（平成二一年三月二三日政令第五〇号）

この政令は、平成二十一年三月二十六日から施行する。

附 則（平成二一年五月二七日政令第一四〇号）

この政令は、平成二十一年六月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月二二日政令第二六号）

この政令は、平成二十二年三月十四日から施行する。

附 則（平成二三年三月三〇日政令第四五号）

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月二二日政令第五〇号）

この政令は、平成二十四年三月二十四日から施行する。ただし、別表百十三号の項の改正規定は同月二十九日から、同表二十五号の項及び二十六号の項、百六十五号の項並びに三百七十五号の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年一〇月二二日政令第二五五号）

この政令は、平成二十四年十月十七日から施行する。

附 則（平成二五年三月二二日政令第六八号）

この政令は、平成二十五年三月二十三日から施行する。ただし、別表百五十八号の項の改正規定は、同月二十四日から施行する。

附 則（平成二五年六月二二日政令第一八六号）

この政令は、平成二十五年六月二十三日から施行する。

附 則（平成二六年三月一九日政令第六六号）

この政令は、平成二六年三月二十三日から施行する。

附 則（平成二六年一〇月三一日政令第三五二号）

この政令は、平成二六年十一月三日から施行する。

附 則（平成二七年二月二五日政令第五五号）

この政令は、平成二七年四月一日から施行する。ただし、別表百八号の項、百五十八号の項及び三百三十号の項の改正規定は同年三月一日から、同表三百七十五号の項の改正規定は同月十五日から施行する。

附 則（平成二七年四月二二日政令第二一九号）

この政令は、平成二七年四月二十九日から施行する。

附 則（平成二八年三月一八日政令第六八号）

この政令は、平成二八年三月二十一日から施行する。ただし、別表四十八号の項、百九十

一号の項及び二百三十号の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年七月二七日政令第二六三号）

この政令は、平成二八年七月三十日から施行する。

附 則（平成二九年三月二四日政令第四四号）

この政令は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、別表百十三号の項の次に次のように加える改正規定は、同年三月二十六日から施行する。

附 則（平成二九年七月五日政令第一八二号）

この政令は、平成二九年七月八日から施行する。

附 則（平成三〇年三月七日政令第四三三号）

この政令は、平成三十年三月十日から施行する。ただし、別表四十七号の項の改正規定は同月十八日から、同表百六十一号の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年一二月九日政令第三〇九号）

この政令は、平成三十年十一月十一日から施行する。

附 則（平成三一年一月二三日政令第九号）

この政令は、平成三一年一月二十六日から施行する。

附 則（平成三一年三月一日政令第三一三号）

この政令は、平成三一年三月三日から施行する。ただし、別表百一号の項の改正規定は同月二十六日から、同表百十三号の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

附 則（令和元年一二月二〇日政令第一九三三号）

この政令は、令和元年十二月二十二日から施行する。

附 則（令和二年三月二三日政令第五一五号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月一九日政令第四八号）

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月九日政令第一九九号）

この政令は、令和三年七月二十日から施行する。

附 則（令和四年三月一六日政令第六〇号）

この政令は、令和四年三月十九日から施行する。ただし、別表四百七十八号の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則（令和五年七月二六日政令第二五〇号）

この政令は、令和五年八月一日から施行する。

附 則（令和六年三月一五日政令第五四四号）

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

別表

線名
指定区間

一 号
東京都中央区日本橋から大阪市北区梅田一丁目三番まで（横浜市区西浜松町六十六番から同市戸塚区柏尾町宇尾崎四百四十七番を経て同区上矢部町宇坂本二千九百二十八番一まで、同区柏尾町宇尾崎台四百四十七番から同区戸塚町四千九十七番を経て同区戸塚町宇十ノ区二千二十八番の一まで並びに小田原市風祭字塙下百五十七番二から神奈川県足柄下郡箱根町湯本字下耕地三十二番一及び同町大字宮の下四十七番を経て同町箱根字畑引山三百八十一番三までを除く。）

二 号
大阪市北区梅田一丁目三番から北九州市門司区老松町三番一まで（明石市立石一丁目四番一から同市魚住町清水字井桶田二千四百四十九番一及び姫路市本町二百四十一番を経て兵庫県揖保郡太子町山田字美之路五百九十一番二まで、福山市神村町宇伊勢山下六千番二から尾道市正徳町五百三十五番十七を経て同市福地町六百二十番一まで、同市正徳町五百三十五番十七から三原市糸崎八丁目百六十七番二十三を経て同市糸崎八丁目二百六番二まで、東広島市八本松西三丁目二百九十三番二から広島市安芸区瀬野一丁目八百五十九番一を経て広島県安芸郡海田町南大正町千二百七十番十八まで並びに同市

百十 二 号	山形市飯田西四丁目四百四十一番五から 鶴岡市美咲町二十番二十五まで（山形県 西村山郡西川町大字月山沢字上野二番四 十一番二百三十五から同町大字月山沢外 三丁目山外十八国有林百十六林班く小 班、同町大字月山沢外三丁目山外十八国 有林百十二林班ろ小班、鶴岡市田麦俣字 六十里山国有林七十五林班ろ小班、同市 田麦俣字六十里山国有林七十五林班い小 班、同市田麦俣字六十里山国有林七十二 林班れ小班、同市田麦俣字六十里山国有 林七十二林班に小班及び同市田麦俣字六 十里山国有林七十一林班に小班を経て同 市田麦俣字清水尻九十二番までを除く。）
百十 三 号	新潟市中央区本町通七番町千五百十四番二 から同区万代三丁目二千四百五十二番九 まで及び村上市坂町字笹谷三千五百二十 八番三から山形県東置賜郡高島町大字深 沼字舟入千六百二十六番三まで
百十 五 号	相馬市栗津字長沢八十九番一から福島県 伊達郡桑折町大字松原字中島四十一番ま で（相馬市山上字山岸十三番二から同市 山上字遠藤百六十二番六、同市山上字円 淵九番一、同市山上字落合一番一、同市 東玉野字ウト沼四十五番十及び伊達市霊 山町掛田字西陣場七番二を経て同市霊山 町下小国字荒屋敷五番七までを除く。）
百十 六 号	柏崎市大字長崎字本合四百五十七番の二 から新潟市中央区本町通七番町千五百十四 番二まで
百二 十 六 号	山武市松尾町谷津字平台百三十番三から 千葉市若葉区加曽利町六十五番一まで （東金市山田字坂東二百十八番三から同 区野呂町二百八十四番三を経て同区加曽 利町七十番六までを除く。）
百二 十 七 号	館山市北条字八下地七百二番五から木更 津市桜井字内田十四番の三まで
百三 十 八 号	富士吉田市上吉田七丁目六百六十九番一 から御殿場市東山字石橋二百八十五番三 まで及び小田原市風祭字塙下百五十七番 二から同市本町一丁目百十五番四まで
百三 十 九 号	富士市中丸字木ノ市二十八番三から大月 市駒橋一丁目字大原九百十一番一まで （富士吉田市上吉田六丁目七十三番一か
百五 十 五 号	ら同市下吉田字新田五千五百四十三番の 三までを除く。）
百五 十 三 号	名古屋市長白区植田西三丁目千二百二十四 番から飯田市鼎東鼎百三十六番六まで
百五 十 五 号	知立市上重原町丸山百五十五番五から瀬 戸市東茨町三十三番まで
百五 十 六 号	岐阜市茜部新所一丁目二十三番から郡上 市白鳥町向小駄良字内田七百七十五番二 まで及び砺波市庄川町小牧字矢ヶ瀬七十 一番八から高岡市上四屋六百六十三番の 一まで
百五 十 七 号	金沢市青草町八十八番から白山市白山町 二百六十三番まで
百五 十 八 号	福井市重立町三十字上沖田二十六番五か ら郡上市白鳥町為真字小向イ千九百十四 番一まで（福井市成和一丁目三千百十六 番から同市大宮町二十七字茶山十八番 一、大野市西勝原三十六字城之山二番 一、同市西勝原三十七字宝仙山一番十、 同市朝日二十六字村島並三番三、同市長 野三十二字五郎畑六番四、同市下半原六 十二字落合山一番一、同市上半原三十五 字北深瀬一番百二十四、同市東市布四十 四字サルバナ一番十一、同市東市布四十 字市布一十番四、同市東市布二十一字鮭 ヶ洞一番一、同市東市布式〇字阪ノ谷一 番一、郡上市白鳥町向小駄良字向平千二 百五十四番二、同市白鳥町向小駄良字大 藤路千二百五十三番百七、同市白鳥町向 小駄良字大藤路千二百五十三番四百九十 四、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百 五十三番二百五十八、同市白鳥町向小駄 良字大藤路千二百五十三番二百一十一及び 同市白鳥町向小駄良字藤路洞千二百四十 九番一を経て同市白鳥町向小駄良字下モ 巾六十五番二までを除く。）
百五 十 九 号	鳥町向小駄良字下モ巾六十五番二から同 市白鳥町向小駄良字内田七百七十五番二 まで及び高山市清見町夏廐字西ヶ洞千百 七十七番三から同市丹生川町坊方字宮ノ 前五百四番二まで（同市清見町夏廐字ク ギタ千五百十番一から同市清見町夏廐字 野首九百四十二番六、同市清見町夏廐字 北平五百九十七番一、同市清見町牧ヶ洞
百五 十 九 号	字昌蒲田四千三百二十九番二十六、同市 上岡本町四丁目百十九番一及び同市丹生 川町町方字林作十八番四を経て同市丹生 川町坊方字宮ノ前五百四番二までを除 く。）
百六 十 号	七尾市川原町十八番から金沢市青草町八 十八番まで
百六 十 一 号	七尾市川原町十八番から高岡市四屋八百 五十五番一まで
百六 十 二 号	敦賀市樋の水町十二番一から大津市横木 一丁目字北上ヶ田六百八十九番一まで
百六 十 三 号	大阪市北区梅田一丁目三番から木津川市 山城町上狛四丁目八番三十まで
百六 十 四 号	大阪市浪速区難波中一丁目六番五から橿 原市八木町一丁目五百三十五番一まで
百六 十 五 号	京都市南区四ツ塚町七十五番一から神戸 市中央区小野柄通七丁目三百五番まで
百七 一 号	明石市立石一丁目二番三から丹波市氷上 町横田字中ら堂六百二十六番十四まで及 び福知山市字堀小字上高田二千七百七十 一番四から同市字牧小字市場四百五十五番 二まで
百七 二 号	福知山市字牧小字高ノ戸屋四百六十九番 一から同市字堀小字今宮二千二百十八番 まで及び西宮市山口町下山口一丁目九十 六番から宝塚市栄町三丁目百八十六番 まで
百七 三 号	岡山市北区南中央町二番百二十九から総 社市種井字内宮九百七十五番一まで及び 米子市陰田町千五百二十五番一から松江 市雑賀町字津田海道百八番一まで
百七 四 号	呉市本通二丁目一番十五から竹原市忠海 東町四丁目四百十八番七まで
百八 十 号	岩国市麻里布町一丁目十三番六から下松 市望町一丁目六十三番一まで
百八 十 一 号	山口市江崎字和井田二千六百八十六番一 から山陽小野田市大字植生字傍示一万千 八百二十一番三まで
百九 十 一 号	下関市竹崎町四丁目一番三から同市豊北 町大字北字賀字策ノ腰一万四千四百二十番 一まで、長門市西深川字四ノ椎ノ木道祖 一万五千八十七番一から益田市中西吉田町 二百八十一番二まで及び広島市安佐北区 可部南一丁目百二十番六から同市中区大 手町四丁目七番まで
百九 十 二 号	西条市大町字小川百九十四番十から徳島 市徳島本町一丁目二番二まで
百九 十 三 号	松山市大手町一丁目一番六から西条市小 松町新屋敷字新宮原甲千八百六十番五 まで
百九 十 四 号	福岡市東区松島五丁目九区五番一から福 岡県京都郡荏田町大字二崎字五ノ坪二百 三十番二まで
百九 十 五 号	福岡市博多区堅粕一丁目六十七番から佐 世保市和多田西山四千五百四十四番一か ら佐賀市市の出二丁目四十六番一まで
百九 十 六 号	佐世保市大塔町六番一から長崎県東彼杵 郡東彼杵町彼杵宿郷字江頭七百五十三番 四まで
百九 十 七 号	熊本市中央区水道町一番十九から佐賀市 南佐賀一丁目二百四十二番三まで
百九 十 八 号	大牟田市有明町二丁目一番十二から久留 米市東町四十二番の十三まで
百九 十 九 号	久留米市東櫛原町字太田二千八百五十四 番二から大分市大字宮崎字スカワ六百七 十五番一まで
二百 一 十 号	熊本県上益城郡山都町塩原字寺尾八百七 十五番五から宮崎県西臼杵郡日之影町大 字七折字平底一万二千二百八十一番一ま で（同郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字古園千二 百一番一から同町大字三ヶ所字立壁千六 百七十番一、同町大字三ヶ所字赤谷一万 六百四十九番一、同町大字三ヶ所字榎ノ 木谷一万三千九百九十四番七及び同郡日之影 町大字七折字東一万四千四百八十五番四 を経て同町大字七折字平底一万二千二百 八十一番一までを除く。）及び延岡市北 方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同 市高野町六十七番四十まで（同市北方町 蔵田字小原辰四百二十一番一から同市北 方町川水流字新地卯七百三十五番一を経

二百 十号	宮崎市橘通東三丁目百二十五番から霧島市国分敷根字松崎百四十三番一まで
二百 二十号	垂水市大字海潟字新道二千六百五番の一から鹿児島市桜島横山町三十八番一まで及び同市泉町十七番の八から同市山下町四番の一まで
二百 二十号	枕崎市西本町二百五十六番から鹿児島市城山町一番の一まで
二百 二十号	指宿市十二町字柴山四百八十七番一から鹿児島市城山町一番の一まで
二百 四十号	東京都千代田区永田町一丁目一番五から沼津市大岡字下耕地二千七百六十八番の三まで（東京都世田谷区玉川二丁目千五百七番三から川崎市高津区二子一丁目二千四百十一番一を経て同区二子一丁目一番三までを除く）
二百 四十号	東京都文京区本郷二丁目三百六番二十七から同都練馬区旭町三丁目五百六十四番一まで及び川越市新宿町二丁目十九番の一から同市大字大仙波字弁天前三百二十八番の一まで
二百 五十号	大垣市桑田町一丁目六十八番一から桑名市大字小貝須字柳原四百六十番一まで
二百 八十号	小田原市板橋字五反歩二百九十二番三から厚木市酒井字原田二百三十八番九まで
二百 八十号	釜石市甲子町第十三地割二百五十九番一から遠野市綾織町新里二十八地割二十九番一まで（釜石市甲子町第七地割百五十四番十二から同市甲子町第七地割百七十一番一、同市甲子町第四地割二百二十六番九及び同市甲子町第一地割九十番二十二を経て遠野市上郷町平野原三地割二十番二までを除く）
二百 九十号	和光市新倉七丁目千六百三十九番一から市川市高谷二千十八番一まで
三百 二号	名古屋市中川区富田町大字江松字長池百三十七番から清須市春日長久寺九十九番一及び名古屋市緑区有松南百一番一を経

三百 七号	て同市中川区富田町大字江松字長池百三十七番まで
三百 七号	今治市矢田字管ヶ谷甲百五十番から尾道市高須町字持江山二万六千二百一十一番一まで（今治市片山二丁目二百三十八番三から同市常盤町四丁目二番一、同市高部字駒合甲四百二十番一、同市波止浜四丁目七百二十二番一、同市吉海町椋名千六百六十六番二、同市吉海町名四千五百九十七番一、同市吉海町名三千六百二十一番一、同市吉海町八幡百六十七番二地先、同市宮窪町宮窪三千六百八十八番一、同市宮窪町宮窪二千八百二十二番一、同市伯方町木浦字梅乙七百八十六番、同市伯方町叶浦字新浜甲千六百六十八番二十四地先、同市伯方町叶浦字新浜甲千六百六十八番十五地先、同市伯方町伊方字滑口甲二千六百七十一番一、同市伯方町伊方字児島甲二千二百五十一番一、同市伯方町伊方字保木谷甲二千二百二十八番及び同市伯方町伊方字保木谷乙三百七十六番を経て同市伯方町伊方字瀬ノ奥乙四百九十三番一まで、同市伯方町伊方字中洲甲千九百三十七番一から同市伯方町伊方字小熊口乙百九十六番六まで並びに同市上浦町瀬戸四千五百八十五番二から同市上浦町瀬戸四千九十六番一、同市上浦町甘崎三十八番一、同市上浦町井口七千六百二十一番一、同市上浦町井口五千二百八十四番四、尾道市瀬戸田町垂水字天神西千二百四十一番一、同市瀬戸田町荻字向井山七百八十一番一、同市瀬戸田町荻字相田原千九百八十八番一、同市因島洲江町字大高下千七百八十六番、同市因島田熊町字竹長新開四千五百三十三番四、同市因島田熊町字船附四千七百九十六番一、同市因島中庄町字掛ノ鼻千九百八十三番九、同市因島中庄町字油屋新開リ印四千七百三十一番一、同市因島大浜町字椎木四十七番二、同市向島町字一ト町田一万六千四百六十六番、同市向島町字餅之木谷六千八百六十番七、同市向島町字黄幡谷七千九百三十三番一、同市向島町字七軒島五千五百五十七番七十九、同市向東町字二文堂十三番三、同市向東町字西谷五十六番二、同市向東町字亀山六百三十五番十一、同市山波町字大山沖二万五千二百二十二番二及び同

三百 十号	市山波町字坊土下二千八百七十番一を経て同市尾崎本町甲二百七十八番一までを除く）
三百 九号	坂出市川津町字蓮尺三千五百十三番六から三好市山城町末貞字川口七百六十七番三まで
三百 九号	名護市字世富慶世富慶原四番一から那覇市旭町四十六番まで
三百 十号	沖縄市照屋一丁目二十八番八から那覇市古島一丁目二十六番一まで
三百 三十号	那覇市奥武山町五十一番から名護市字二見スギンダ二百四十一番まで
三百 三十号	那覇市字安次嶺那崎原五百二十六番三から同市垣花町八番七まで
三百 五十号	千葉市中央区村田町八百九十三番二百二十九から川崎市川崎区浮島町五百二十五番まで、同区東扇島二十三番一から横浜市鶴見区扇島七番一まで及び同区大黒ふ頭十五番百五十五から横須賀市夏島町一番一まで
三百 七十号	岡山県英田郡西栗倉村大字影石字安村百七十七番三から鳥取市西町一丁目百一番一まで（岡山県英田郡西栗倉村大字影石字本田三百三十七番一から同村大字影石字大岩ノ本五百十六番一及び同村大字坂根字下モ田七十五番を経て同村大字坂根字大日ノ下四百八十八番一まで並びに鳥取県八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷五百八十三番一から同町大字福原字家ノ廻り七十二番五、同町大字中原字上皆地三百一十一番一、同町大字郷原字中土居百五十一番一及び同町大字智頭字瀧谷口千二百十五番一を経て同町大字智頭字中三味六百四十番一までを除く）
三百 七十号	呉市阿賀中央四丁目十九番二から東広島市高屋町溝口百一十一番一まで及び三次市三次町二千六百三十番から同市三次町二千六百二十一番まで
四百 九号	川崎市川崎区旭町一丁目一番一から木更津市菅生字祝崎四百一十一番一まで

四百 十号	下田市六丁目二百九十三番一から静岡県賀茂郡河津町梨本字中川合野三十三番一まで（同市箕作字横世三百六十五番一から同市箕作字橋詰十番一の二、同市須原字小河原千七十八番一及び同町下佐ケ野字平田六十六番五を経て同町梨本字中川合野三十三番一までを除く）及び伊豆市月ケ瀬字賤戸六十六番一から同市大平字畑八十番五まで（同市月ケ瀬字賤戸六十六番一から同市青羽根字中原百九十二番一を経て同市大平字畑八十番五までを除く）
四百 六十号	東京都世田谷区上野毛一丁目四十二番一から横浜市保土ヶ谷区岡沢町百十四番三まで
四百 六十号	横浜市金沢区金利谷東五丁目二千三百五十七番八から藤沢市城南一丁目千三百二十五番一まで、茅ヶ崎市西久保字上ノ町千五百六十九番一から武市松尾町谷津字牛谷百三十八番一まで及び東金市丹尾字千眼下三十八番七から木更津市犬成犬成笹子両村新田字柳作七百十七番の二まで
四百 七十号	輪島市杉平町成坪三十四番一から石川県鳳珠郡穴水町字宇留地ケ九十八番まで及び七尾市赤浦町六三十二番一から小矢部市水島二千四百四十九番二まで
四百 七十号	飯田市山本三千七百六十二番二から同市上村百三十八番十四まで、同市南信濃八重河内千三十七番三から浜松市天竜区水窪町奥領家五千二百二十四番二まで及び同区水窪町奥領家三千六百九番二から同市北区引佐町東黒田字桑田二百六十三番三まで
四百 七十号	豊田市琴平町宮久後六百八十五番一から四日市市北山町字中ノ山千九百二十五番一まで
四百 八十号	宮津市字宮村小字上九百十四番二から京都府久世郡久御山町大字森小字中内七十六番一まで
四百 八十号	泉佐野市泉州空港北一番一から同市高松南二丁目六千五百五十三番一まで

四百 八十 三 号	豊岡市新堂字門谷二百八十二番一から朝 来市山東町柴字上ヶ谷六十七番一まで及 び丹波市青垣町遠阪字（くわ）垣千百八 番一から同市春日町七日市八百七番まで
四百 九十 七 号	福岡市西区拾六町一丁目二百五十番六か ら糸島市二丈深江字野間ノ下千四百九十 二番一まで及び同市二丈鹿家字白石二千 五百十五番十七から武雄市東川登町大字 袴野字宮市一万百四十七番一まで
五百 六 号	那覇市字鏡水箕隅原五百四十二番一から 沖縄県中頭郡西原町字池田我喜又四百八 番一まで